

# 北海道立旭川美術館協議会委員募集要領

北海道立旭川美術館協議会は、美術館活動がより効果的に推進されるように、地域の実情や課題をふまえて広い視野から館長に提言や意見等を述べる機関です。

委員は、美術館の振興に関して識見を有する人から12人以内を予定しており、北海道教育委員会が任命します。

広く道民の意見等を美術館の運営に反映させるため委員の一部を公募としていますが、このたび、次のとおり委員を募集します。

記

## 1 応募できる方

次のいずれにも該当する方が応募できます。

- (1) 上川、留萌、宗谷管内に居住し、任命時（令和8年6月10日）現在、満20歳以上の方。  
ただし、国又は地方公共団体の職員（元道職員の方を含みます。）の方は、応募できません。
- (2) 美術館について幅広い識見と関心を有する方
- (3) 年間2回程度開催する協議会の会議に出席できる方

## 2 公募する委員数

2人以内

## 3 応募方法

- (1) 提出していただくもの

ア 応募用紙（別紙様式）

次のサイトからダウンロードすることができます。

(<https://artmuseum.pref.hokkaido.lg.jp/abj/about/conference>)

イ 小論文

論文題「旭川美術館の活動に期待すること」

1,200字以内（400字詰め原稿用紙3枚以内。）で、あなたの考えを述べてください。

なお、提出された書類はお返し出来ませんので、御了承ください。

- (2) 提出の期限

令和8年4月10日（金）

- (3) 提出の方法

持参または郵送（4月10日必着）

※ 郵送の場合は、封筒の表側に朱書きで「委員応募」と記載してください。

- (4) 提出（問合せ）先

北海道立旭川美術館総務課

〒070-0044 旭川市常磐公園内（電話 0166-25-2577）

## 4 選考及び任命

北海道立旭川美術館に設置する選考会議で委員候補者を選考し、北海道教育委員会が任命します。

なお、選考結果については、応募者本人あてに通知します。

## 5 委員の任期

令和8年6月10日から令和10年6月9日までの2年間です。

## 6 報酬等

委員には、条例の規定により、報酬及び旅費を支給します。